

第5章 計画の推進体制

第1節 市民・事業者・地域などとの協働の推進

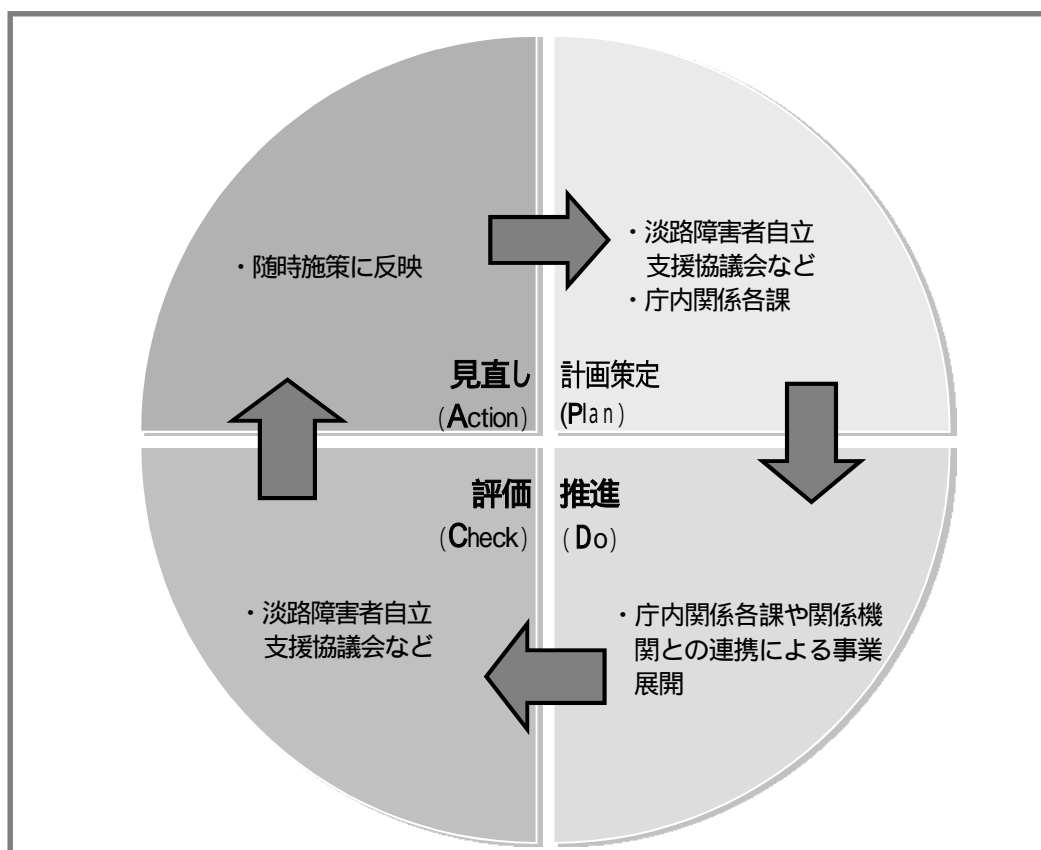
障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。

第2節 個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制などの充実を図っていきます。

第3節 計画の達成状況の点検及び評価

各施策の実施状況などについて、淡路障害者自立支援協議会などに随時意見を聴きながら、計画の進捗管理を行っていきます。



用語解説

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

高次脳機能障がい

日常生活及び社会生活への適応が困難となる、脳損傷に起因する認知障がい（記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなど）全般を指す言葉。

合理的配慮

障がい者が他の者との平等を基礎として、全ての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であり、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

発達障がい

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

ピアサポート

ピア（peer）とは、「仲間、同輩、対等者」の意味。一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障害者自立生活運動で始まり、知的障害や精神障害の分野でも定着し始めている。

ユニバサルデザイン

施設や製品等について新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方。

ライフステージ

人生における各段階のこと。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期などに分けられる。

レスパイトケア（介護者の休息）

在宅で障がい者等を介護している家族が、福祉サービス等を利用し、サービス提供者が一時的にケアを代替することによって、家族が休息を取れるよう支援すること。

淡路市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

淡路市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

計画策定経過
